不動産公売会のお知らせ

南国・香南・香美租税債権管理機構、南国市による不動産の合同公売会を開催します。

公売とは、滞納税等に充てるために、差し押さえた財産を売却することです。
具体的には、購入を希望される方が公売会場で見積価額以上の金額を入札し、最高価額で入札した方に売却、売却金を滞納税等に充てます。
滞納を解消し、行政サービスを支える財源を確保するためにも、多くの方のご参加をお待ちしております。

行政のサービスは、皆さんの税金で支えられています。

◆日　　時　１１月２４日(火)
受付：１３時３０分～
入札：１４時～

◆入札会場　南国オフィスパークセンター
２階会議室
（南国市蛍が丘１－１－１）

◆入札に必要なもの
- 公売保証金（見積価額の約１０％）
  ※現金に限る。入札当日１４時までに納付。
- 身分を証明するもの（運転免許証等）
- 印鑑（認印）
- 代理人の場合は委任状
- 法人の場合は登記事項証明書および代表権を有する者以外が入札する場合は委任状
- 共同入札の場合は共同入札代表者届出書
- 農地の場合は買受適格証明書（農業委員会等発行）

◆落札後について
- 落札した方は、買受代金(落札額から公売保証金を控除した金額)を１２月１日(火)までに納付してください。
- 費用負担、住民票等の提出を条件に登記を代行します。

執行機関	売却区分番号	所在地	物件・地目等	土地面積（㎡）	見積価格（千円）	公売保証金（千円）
南国機構	２機（フ）1	土佐山田町西本町３丁目	土地付建物	179.98	5,150	520
南国機構	２機（フ）2	南国市立田字八反地	土地付建物	228.09	2,530	260
南国市	２南国（フ）1	南国市元町１丁目	田	217	6,300	630

※南国・香南・香美租税債権管理機構のホームページ(http://www.union.nankoku-kikou.lg.jp)でも確認していただけます。

◆問い合わせ先
物件の詳細情報や現地案内については、各物件の執行機関に直接お問い合わせください。
その他の公売会に関するお問い合わせ等は南国・香南・香美租税債権管理機構まで。

南国・香南・香美租税債権管理機構
☎０８８－８５５－６７７６
南国市税務課
☎０８８－８８０－６５５４

◆問い合わせ先
南国年金事務所　☎０８８－８６４－１１１１
市民保険課 保険班　☎５３－３１１５

１１月３０日(いいみらい)は『年金の日』です！！

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。
『ねんきんネット』を利用いただくと、いつでも自身の年金記録を確認できるほか、将来の年金受給見込額について、自身の年金記録を基にさまざまなパターンの試算をすることもできます。
『ねんきんネット』については、日本年金機構のホームページで確認していただくか、南国年金事務所にお問い合わせください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、本年１月から１２月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。
また、自身の保険料だけではなく、配偶者や家族(子どもなど)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。
なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うとき、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。
このため、本年１月１日から９月３０日までの間に国民年金保険料を納付された方には、１１月上旬に日本年金機構から『社会保険料（国民年金保険料）控除証明書』が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください（本年１０月１日から１２月３１日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の２月上旬に送られます）。
税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給されるものです。
年金生活者支援給付金の受け取りには請求書の提出が必要です。**日本年金機構から送られてきた封書に入っている請求書に記入して返信してください。**対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が送付されています。

給付金には、老齢基礎年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金があり、それぞれ支給要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

給付金専用ダイヤル
0570－05－1165(ナビダイヤル)